書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２００１号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階415Ａ
清算株式会社　鶚株式会社
代表清算人　宮原　一東
１　決定年月日　令和８年２月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０７０号
東京都品川区西五反田２丁目12番３号
清算株式会社　株式会社ニューロ
１　決定年月日　令和８年２月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０７１号
東京都品川区西五反田２丁目12番３号　第一誠実ビル８Ｆ
清算株式会社　株式会社ｄ２ｃｏｎｎｅｃｔ
１　決定年月日　令和８年２月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１０００４号
仙台市泉区山の寺１丁目39番40号
清算株式会社　株式会社ユニ・メディア
代表清算人　猪岡　英生
１　決定年月日　令和８年２月18日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、残余資産から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した金額につき、協定債権にかかる利息及び遅延損害金を含めその債務を全額免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
仙台地方裁判所第４民事部